

令和元年度第1回市原市個人情報保護審査会議事要旨

- 1 会議の名称 令和元年度第1回市原市個人情報保護審査会
- 2 開催日時 令和元年11月5日(火) 午後2時00分～午後3時00分
- 3 開催場所 市原市役所議会棟 第2委員会室
- 4 出席者 審査会委員 小賀野会長、河邊委員、関委員、濱田委員、安川委員
実施機関

〔諮問1〕

(財政部 納税課) 工藤課長、根本係長、清水主事
(財政部 市民税課) 米元課長、佐野係長、国本副主査
(市民生活部 市民課) 田邊課長、近藤主任
(総務部 情報政策課) 島野係長

事務局

(総務部) 長谷川次長(総務課) 切替課長
(法務・情報公開室) 加藤室長、豊田主任、縣主任

5 議 題

(1) 実施機関からの諮問事項について

〔諮問1〕

市原市個人情報保護条例第10条第2項に基づくオンライン結合による個人情報の提供について

6 議事等の概要

(1) 実施機関からの諮問事項について

〔諮問1〕

市原市個人情報保護条例第10条第2項に基づくオンライン結合による個人情報の提供について

ア 実施機関による証明書コンビニ交付事業に関する説明

実施機関(担当部署 財政部 納税課)が、すでに平成30年2月から交付を開始している市民が自宅や勤務先等の最寄りのコンビニエンスストアで、夜間・休日にも住民票の写しなどの証明書の交付が受けられるコンビニ交付サービスに新たに所得証明等の税証明書を加えることに伴い、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)との間で実施するオンライン結合について説明を行った。

その後、各委員から質疑がなされた。

イ 審議

オンライン結合を実施するうえで「公益上の必要性」、「個人の権利利益の侵害性

の有無」及び「市原市個人情報オンライン結合基準に定める基準を満たしているか」を踏まえて審議が行われ、次の意見が出された。

- ・ 平成29年9月4日付け29個審第10号の答申で示したとおり、市民が住民票の写し等の証明書を取得できる場所や時間が拡大することで、市民の利便性の向上が図れること、さらに、窓口の市職員の労力を、より専門性の高い業務に注ぐことで窓口業務の合理化につながることへの期待ができるという観点から、公益上の必要性があると認められる。
- ・ 実施機関、結合の相手方であるJ-LIS及び間接的相手方であるコンビニ事業者等において実施される制度的・技術的対策が行われ、実施機関の説明によれば、平成30年2月から本件審議の日まで、証明書コンビニ交付サービスに係る重大な事故等は報告されていないことから、個人の権利利益を侵害するおそれはおおむねないものと認められる。
- ・ 実施機関は、契約約款の内容についてJ-LISとの間で十分な確認をすること。特に個人情報の取り扱い等に関する条項のうち、個人情報を廃棄する時期や個人情報の保護の取り扱い等について、J-LISと協議の上、現在の約款からさらに明解性を高めた契約約款により契約できるよう努めること。
- ・ 実施機関においては、結合の相手方であるJ-LISとの契約約款について確認するだけでなく、間接的相手方となる直営店等の個人情報の保護措置の実効性について十分な確認を行うこと。

答申書の作成方法については、審査会より示された答申の方向性に基づき、会長の指導のもと、事務局が答申素案を取りまとめ、素案に対する各委員からの意見を反映させた後、会長が答申書の最終稿をまとめることとした。